

令和9年度当初予算編成方針のポイント

(県財政の現状認識)

物価上昇等の社会・経済情勢の変化により、人件費や公債費をはじめとするあらゆる経費の大幅な増加が見込まれる。

これを受け、令和9年度当初予算では、一定の仮定の下で試算した結果、近年の水準を大幅に上回る168億円を超える収支差が生じる見込み(R8当初予算105億円) ※別紙1参照
⇒ 歳入歳出の両面にわたる徹底した行財政改革に取り組み、収支差の圧縮に努める

予算編成に当たっての基本的考え方

社会の前提そのものが変わる時代の転換期を迎える中、**県民起点**の姿勢のもと、**対話と共創**、**現場重視**を基本に、**足元の暮らしと地域経済**を守りながら、「**未来への投資**」と「**社会の基本設計の更新**」を意識して、課題解決に取り組む。また、**限られた行政経営資源を最大限に活用**すべく**事務・事業の抜本的な見直し**を行う。

予算編成に当たっては、以下の観点を徹底する。

- ・政策分野を横断した部局間連携の推進
- ・データや政策評価・決算等を踏まえた事業の構築・見直し
- ・ジェンダー主流化の観点による事業構築
- ・県民の共感と行動につながる「伝わる広報」への転換

重点項目

しあわせ信州創造プラン3.0の総仕上げを図るとともに、未来への投資を心掛け、社会の仕組みの変革を意識して、以下の項目に重点的に取り組む。

(未来を担う人づくり)

- ①学びの改革と魅力ある学校づくりの推進
- ②子ども・子育て支援の充実と女性・若者から選ばれる県づくりの推進

(稼ぐ力の向上と地域の活力創出)

- ③成長・生産性向上による所得増加と多様で豊かな働き方の実現
- ④持続可能な農林業の実現
- ⑤世界から選ばれる地域づくりの推進

(安全・安心な地域づくり)

- ⑥防災・減災対策と県土強靱化の推進
- ⑦中山間地域における暮らしの安心確保
- ⑧気候危機対策の推進
- ⑨生活にお困りの方への支援の強化

徹底した行財政改革の推進

財源や人的資源などの行政経営資源が限られる中でも、複雑化・多様化する行政課題に対応するため、**最小の経費で最大の効果を挙げる**観点から、**事務・事業の抜本的な見直しや業務の効率化、将来世代への過度な負担の抑制**等に取り組む。

- ・所期の目的を達成した事業等の見直し、AI・デジタル技術の活用、集約化・外部化等による業務効率化の推進
- ・金利上昇等も踏まえ、投資的経費は「造る」から「直す」ことに重点化し、新規事業箇所の厳選など、中長期的な見通しを持ちながら、建設事業債の発行は可能な限り抑制
- ・基金の一括運用による運用益の確保・拡大 等

予算要求基準

※別紙2参照

令和8年(2026年)10月23日
総務部財政課 塚本、木次
電話：026-235-7039(直通)
026-232-0111(代表) 内線 2099
FAX：026-235-7475
E-mail zaisei@pref.nagano.lg.jp

令和9年度一般会計財政見通し
(令和8年10月仮試算)

○試算の考え方

- (歳入) 地方財政対策において、一般財源総額はR8と実質的に同額が確保されるものと仮定。
『「給付付き税額控除」のつなぎ(飲食料品の消費税率の臨時的な引下げ等)』は未反映。
- (歳出) 人件費、公債費は所要額。社会保障関係費は自然増等を考慮。その他の経費は、R8当初と同額を基本とし
つつ、国の「第1次国土強靱化実施中期計画」の活用等の特殊要因を考慮。
- ※現時点での機械的試算であり、国の予算や地方財政対策の動向等により変動する。

		単位:億円	
歳 出		歳 入	
11,268<7,191>		11,100<7,023>	
削減が困難な経費	義務費 4,008<3,513> (人件費、公債費、扶助費)	県税・地方交付税・ 臨時財政対策債等 6,874<6,874>	
	社会保障関係費 1,221<1,203>		
	その他義務的な経費 2,806<1,588> 〔税市町村交付金、中小企業融資制度資金 災害復旧費、県税還付金 など〕	建設事業債 1,095<0>	
政策的経費	その他行政費 3,233<887> 〔公共事業費、施設運営費、事業補助金 など〕	その他歳入 3,131<149> 〔国庫支出金、使用料・手数料、諸収入 など〕	
		収支差 168+α	

※〈 〉は純一般財源

予算編成の過程において、
事業見直しや歳入確保により対応

令和 9 年度当初予算要求基準

区 分	予算要求の考え方
義務費	
人件費	・ 毎年度の執行状況を踏まえ精査の上、所要額を要求
扶助費	・ 法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求 ・ 県単独の事業については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直した上で必要最小限の額を要求
公債費	・ 県債発行方法の工夫等を図りながら所要額を要求
準義務費	・ 法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求 ・ 私学助成などの別指定経費については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直した上で必要最小限の額を要求
経常事務費	・ 財政課が示す標準額の範囲内で、執行状況を踏まえた費目・節に配分の上、要求
臨時経費	・ 主要建設事業、大規模イベントなどの別指定経費等について、令和 9 年度に実施する必要性・緊急性等のある事業に限定し、財政課に協議の上、必要最小限の額を要求
部局長裁量経費	・ 県の果たすべき役割や事業効果・必要性等を精査し、各部局長の判断と責任により令和 8 年度当初予算額の範囲内で要求
地域振興局長裁量経費	・ 「地域発 元気づくり支援金」は、見直しの状況を踏まえ、所要額を要求 ・ 「地域振興推進費」は、地域における県の果たすべき役割や取組の効果・必要性等を精査し、令和 8 年度当初予算額の範囲内で要求
県民提案・投票制度に要する経費	・ 「県民提案・投票制度～信州みらいスイッチ～」において、採択された事業について、所要額を要求
行政・財政改革推進経費	・ 行政・財政改革の推進に資する取組について、その財政効果額を踏まえ所要額を要求
しあわせ信州創造経費	・ 令和 8 年度当初予算でしあわせ信州創造経費として認められた事業及び重点項目に該当する新規事業で知事が指定するものについて、所要額を要求（別途指示）
公共事業費等	・ 補助公共事業費については、国の動向を注視しながら、適正額を要求 ・ 県単独公共事業費については、公共事業評価を踏まえた上で事業箇所を厳選し、令和 8 年度当初予算額の範囲内で要求 ・ 国直轄事業負担金については、国の動向を注視しながら、適正額を要求 ・ 災害復旧費については、過去の実績等を勘案し、所要額を要求

※ 要求の上限は、一般財源（県債を含む。）計上額とする。

※ 制度の見直し等による新たな増収又は歳出削減に伴う財政効果額を上限に、別途定めるところにより見直しインセンティブとして部局長裁量経費の要求上限額に上乗せして要求することができる。

※ 各経費とも、国の予算や制度、地方財政対策等が未確定な段階にあることから、これらの動向如何によっては、予算編成過程において弾力的対応を行う。